

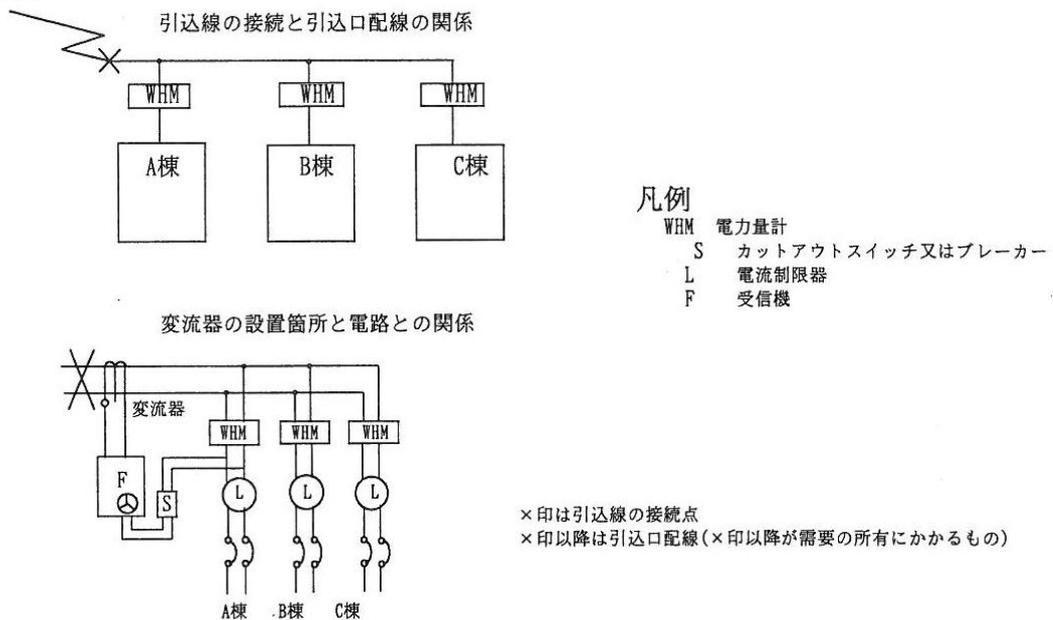
第 1 2 漏電火災警報器

1 設置基準

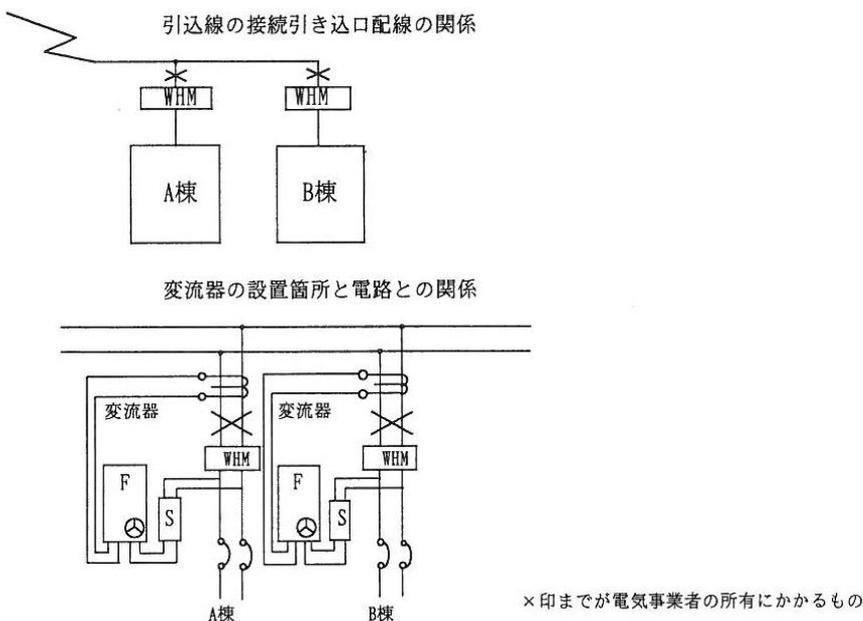
- (1) 漏電火災警報器は、令第 22 条に掲げる防火対象物の電路の引込口配線又は B 種接地線に設置すること。ただし、同一敷地内において、管理権限を有する者が同一である令第 22 条第 1 項に該当する 2 以上の防火対象物の電気の引込線が共通であるときは、当該共通にする引込線に 1 個の漏電火災警報器を設置すれば足りること。（第 12-1 図）

第 12-1 図

- 1 各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が防火対象物関係者の所有にかかる場合の例



- 2 各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が電気事業者の所有にかかる場合の例



(2) 高周波による誘導障害を生じるおそれのある場所に設置する場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。

イ 変流器の2次側配線は、次により設置すること。

(ア) 配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。

(イ) 配線はできる限り短くすること。

(ウ) 大電流回路からはできるだけ離隔すること。

ウ その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。

2 設置場所

(1) 漏電火災警報器は、次に掲げる場所以外の場所に設置すること。ただし、防爆、防腐、防温、防振又は静電遮へい等設置場所に応じた適当な防護設置を施したものにあっては、この限りでない。

ア 可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所

イ 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所

ウ 腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所

エ 湿度の高い場所

オ 温度変化の激しい場所

カ 振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所

キ 大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所

(2) 受信機

受信機は、屋内の点検が容易な位置に設置すること。ただし、雨水等に対する適当な防護措置を施した場合は、屋外の点検が容易な位置に設置することができるものとする。

(3) 変流器

変流器は、建築物に電力を供給する電路に引込部の外壁等に近接した電路又はB種接地線で点検が容易な位置に設置すること。

3 変流器の定格の選定

(1) 警戒電路に設ける変流器の定格電流は、当該建築物の警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流（電動機を起動した際の起動電流等、瞬間的に発生する電流）を除く。）の総和としての最大負荷電流値以上とすること。

(2) B種接地線に設ける変流器の定格電流は、当該警戒電路の定格電圧の数値の20%に相当する数値以上の電流値とすること。

4 検出漏洩電流設定値

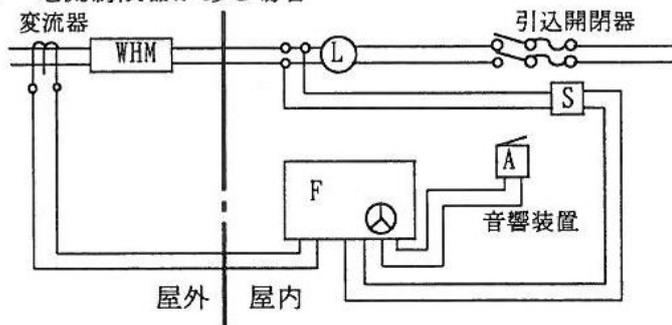
検出漏洩電流設定値は、建築物の警戒電路の負荷、電線長さ等を考慮して100mA～400mA（B種接地線に設けるものには400mA～700mA）を標準として誤報が生じない範囲内に設定すること。

5 漏電火災警報器の操作電源

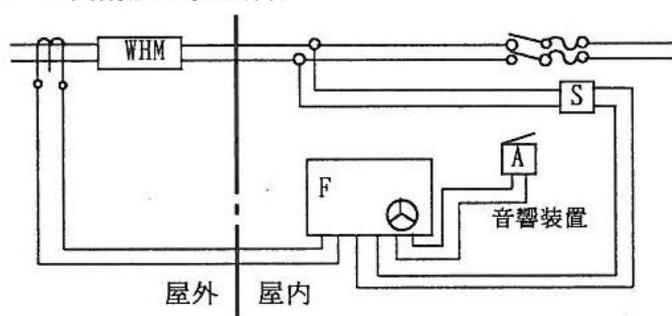
- (1) 漏電火災警報器の操作電源は、電流制限器（電流制限器を設けない場合にあつては、主開閉器）の一次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格 15A のヒューズ付き開閉器又は定格 20A 以下の配線用遮断器）を設けること。（第 12-2 図）

第 12-2 図 操作電源用専用回路等の接続

1 電流制限器がある場合



2 主開閉器がある場合



6 配線に用いる電線

配線に用いる電線は、第 12-表 1 の A 欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれ B 欄に掲げる規格に適合し、かつ、C 欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称断面積を有するもの又は B 欄及び C 欄に掲げる電線に適合するものと同程度の電線としての性能を有するものであること。

第12-表1

A 欄	B 欄	C 欄
操作電源の配線に用いる電線	JISC3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JISC3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケープル(VV)) JCS416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線) JCS418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上
変流器の2次側屋内配線に使用する電線	JISC3306(ビニルコード) JISC3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JISC3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケープル(VV)) JCS416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM-IC)) JCS418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケープル) JCS396A(警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) *	断面積0.75mm ² 以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上
変流器の2次側屋側又は屋外配線に使用する電線	JISC3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JISC3340(屋外用ビニル絶縁電線(OW)) JISC3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケープル(VV)) JCS416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM-IC)) JCS418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケープル) JCS396A(警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) *	導体直径1.0mm以上 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上
変流器の2次側架空配線に使用する電線	JISC3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JISC3340(屋外用ビニル絶縁電線(OW)) JISC3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケープル(VV)) JCS418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケープル) JCS396A(警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) *	導体直径2.0mm以上の硬銅線** 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径0.5mm以上
地中電線に使用する電線	JISC3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケープル(VV)) JCS418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上

音響装置の配線に使用する電線	使用電圧が60Vを超えるもの	地中配線のもの	JISC3342(600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)) JCS418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上
		架空配線のもの	JISC3340(屋外用ビニル絶縁電線(OW))	導体直径2.0mm以上
		前記以外のもの	JISC3307(600Vビニル絶縁電線(IV)) JCS416(600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)) JCS417(600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線(EM-IC)) JCS418A(600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上 導体直径1.6mm以上
	使用電圧が60V以下のもの***	JCS396A(警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) *	導体直径0.5mm以上	

- 備考 *
- 屋内型変流器の場合に限る。
- ** 径間が10m以下の場合には導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。
- *** 使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS396A以外の規格に適合する配線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS 日本電線工業会規格